

目次

定款の歴史と京都鴨沂会…………… 1

資料

(1) 鴨沂會規約（明治二十年八月二十八日）…………… 3
 鴨沂会誌（二号）

(2) 社團法人京都鴨沂會定款（明治四十二年八月三日）…………… 4
 鴨沂会誌（二十四号）

(3) 社團法人京都鴨沂会定款（昭和六十一年八月一日）…………… 8
 鴨沂会誌（百二十六号）

(4) 公益社團法人京都鴨沂会定款（平成二十五年五月二十五日）…………… 14
 鴨沂会誌（百五十号別冊）

定款の歴史と京都鴨沂会

伊達 恭子

明治五年四月十四日、新英学校及び女紅場として開校した京都府高等女学校の卒業生は、明治二十年八月二十八日、同窓会を組織して「鴨沂会」を設立し、鴨沂会規約（一）を基に会の運営を行った。以後、会費の値上げ（明治三十三年、三十八年、三十九年）、委員の数の変更（明治二十一年、三十五年）について規約が改定されている。

明治三十九年には会の名称を「京都鴨沂会」と改め、第一條に「本會は會員相互ノ親睦ヲ圖リ知徳ヲ涵養スルヲ以テ目的トシ兼子テ慈善教化等ノ公共事業ニ尽力センコトヲ期ス」とする三十五條の規約を設定している。

明治四十二年八月三日、民法の規定により「社團法人京都鴨沂会」が設立され、文部省の認可をうけた「社團法人京都鴨沂会定款」（二）に基づき運営することになる。この時、「社團法人京都鴨沂会」の誕生を喜び祝って、客員の新町總兵衛氏が「法人とはどんなものか」という一文を鴨沂会誌二十四号（明治四十二年）に寄せられた。

昭和十六年には時勢に順応し、婦人として適切である臣道実践に努め、国家社会に奉仕貢献することがもとめられ、五月十九日に戦時色の濃い体制に協力する定款に改定されている。

第一條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ圖リ知徳ヲ涵養シ、併セテ時勢ニ順応シ婦人トシテ適切ナル臣道実践ニ努

メ、国家社会に奉仕貢献スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ前條ノ目的ヲ達センガ為左ノ事業ヲ行フ

一、母校タル京都府立京都第一高等女学校ノ教育施設ニ対スル援助

一、講演會講習會其ノ他修養及ビ慈善ニ關スル會合並ニ展覽會ノ開催

一、會誌其ノ他女子教育上有益ナル書籍ノ刊行

一、学校經營其ノ他女子教育振興ニ寄与スベキ事業

一、国防ノ充実国策ノ遂行ニ協力セントスル事業

一、其ノ他本會ノ目的を遂行スルニ適當ト認ムル事業

戦後、昭和二十八年の定款からにはこれらの文言（傍線部分）は削除された。第二條の母校の援助事業も除かれている。

昭和二十三年の学制改革により、新制高等学校が発足し、京都府立京都第一高等女学校（以下府一という）は廃止、京都府立鴨沂高等学校（以下鴨沂高校という）になり、府一の卒業生は昭和二十四年三月末で姿を消した。

昭和二十四年三月、第一期鴨沂高校卒業生が誕生したとき、鴨沂高校が府一の継承校であるという認識の欠除により、定款を改正して鴨沂高校卒業生を会員に加えることを怠った。その間に、鴨沂高校卒業生は独自の「京都府立鴨沂高等学校同窓会」を設立した。法人格をもつ社團法人京

都鴨沂会と持たない鴨沂高校同窓会は法的に合併できないということでは流れた。

昭和二十八年に会員として加えられた学校法人鴨沂学園の卒業生は、京都鴨沂会の担い手として期待されたが、昭和四十九年の廃園により、以後、新会員が誕生することはなくなった。危機感をもった京都鴨沂会は、ようやく、鴨沂高校卒業生と話し合いの結果、社団法人京都鴨沂会の趣旨に賛同する鴨沂高校卒業生が会員になることで合意し、昭和六十一年八月一日、定款が改定された(3)。

大半の会員には、京都鴨沂会が教育振興を主たる目的とする公益法人であるという認識がなく、同窓会的意味合いの濃いものであった。しかし、国による公益法人の見直しを検討され、平成十五年十一月十五日、文部科学省の実地検査の結果、公益法人として「早急に改善すべき四事項」及び「改善したほうがよい二十三事項」が指摘されたが、勧告された事業内容とその実施状況の改善には至らず、文部科学省への文書での回答もなされなかった。平成十七年八月六日に開催された臨時総会で承認された新理事会は、事業内容の見直しを行い、実施状況を文書で文部科学省へ報告して改革の第一歩を踏み出した。平成十八・十九年度理事会は、さらに公益事業を拡大して公益目的事業費を総支出の五〇%以上にすることができた。

平成二十年十二月、公益法人制度改革関連法案が施行され、公益法人はすべて特例民法法人となり、五年以内に移

行申請をしなければ解散とみなされことになった。一般法人に移行しても、京都鴨沂会の資産は、自ら定めた公益目的支出計画に基づき、公益事業に支出べき額が零になるまで支出するか、又は、公益的団体へ寄附する必要があった。それでは京都鴨沂会は活動拠点を失うことになる。京都鴨沂会の存続のためには公益法人への移行しか道はない。

平成十九年末法人改革委員会および定款改定委員会が公益目的事業及び定款の改定を検討し、平成二十三年五月二十八日の第百二十一回通常総会で「公益法人京都鴨沂会への移行」とそれに伴う「定款の改定」を決議した。

平成二十三年八月、京都府に公益社団法人の認定を申請し、十三回に及ぶ申請書の補正の結果、平成二十五年三月十八日付で、京都府知事より「公益社団法人京都鴨沂会の認定」を受け、平成二十五年四月一日付で法人登記を完了し、特例民法法人から公益社団法人へ移行することができた。以後、公益社団法人京都鴨沂会は新定款(4)によって運営されるが、より多い公益目的事業と実施、財政の健全化など課題は残されており、これからが新生京都鴨沂会の正念場であろう。

資料

(1) 鳴沂會規約

- 第一條 本會ハ京都府高等女學校卒業生相集リ舊好ヲ尋子
互ニ智識ヲ交換シ休戚相助クルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ヲ名ケテ鳴沂會ト稱ス
- 第三條 會場ハ京都府高等女學校トス
- 第四條 會員ハ同校卒業生ニ限ル
但從前及現在ノ同校生徒ニシテ有志ノ者ハ會員トナル
コトヲ得
- 第五條 本會ハ前任現任ヲ論ゼス都テ本校ニ關係アル職員
ヲ聘シテ客員トス
- 第六條 會員ハ本會ノ規約ヲ恪守スベシ
- 第七條 會員ハ各自ノ職務及風俗ニ關スル事件ハ細大ヲ問
ハズ意見ヲ提出シ又ハ諮詢スルモノトス
- 第八條 集會ヲ分チ大會及臨時會トス
- 第九條 大會ニハ必ス親睦會ヲ設ケ會員互ニ胸襟ヲ開キ一
年ノ歡樂ヲ尽スヲ目的トシ併セテ規約ノ修正及大体ニ
關スル事項ヲ議ス通常會ハ討論諮詢演説トシ臨時會ハ
臨時發起シタルヲ議ス
- 第十條 會期ヲ一年一度トシ四月ヲ以テ定期トス
- 第十一條 每會雜誌ヲ發刊シ本會ノ狀況及會員ニ關スル事

件ヲ報告スルモノトス

第十二條 會費ハ一ケ年分金三十拾錢トス

但開會日持參ノコト

第十三條 本會ニ於テハ四月ノ會期ニ於テ前年度中ノ會計

ヲ報告スベシ

第十四條 本會ハ委員五名ヲ撰ビ一年ヲ似テ滿期トス但前

任ノ者ヲ再撰スルヲ得

第十五條 委員ハ本會一切ノ事務ヲ擔任スルモノトス

コノ規約ハ明治二十年八月二十八日總會で議決ス

(2) 社團法人京都鴨沂會定款

第一條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ圖リ智徳ヲ涵養スルヲ以テ目的トシ兼子テ慈善教化等ノ公共事業ニ盡力センコトヲ期ス

第二條 本會ハソノ目的ヲ遂行センガ爲メニ左ノ事業ヲ行フ

編輯、購買、教育其他目的ヲ遂行スルニ適當ト認ムル事業

第三條 本會ヲ社團法人京都鴨沂會ト稱ス

本會々計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ルモノトス

本會ハ事務所ヲ京都市上京區寺町通荒神口南入松陰町第三百三十一、百三十二、百三十三番地京都府立第一高等女學校内ニ置ク

第四條 本會ハ京都府立第一高等女學校卒業生（改稱前ノ各種卒業生ヲモ含ム）ヲ以テ組織ス

既往現在ノ同校生徒ニシテ本科五年級裁縫科三年級以上ノ者ハ會員タルコトヲ得

中途退學者ト雖モ評議員會ノ決議ヲ經タルモノハ會員タルコトヲ得

第五條 會員タラント欲スル者ハ本籍現住所氏名卒業年月及其學科ヲ記シタル入會申込書ヲ本會ニ提出シ之レガ

承認ヲ受クルコトヲ要ス

第六條 入會ノ承認ヲ得タル者ハ入會金壹圓ヲ直ニ本會ニ納付スベシ

第七條 會員ハ本會ノ目的ニ裨益アリト思惟スル事項其他本會ノ事務ニ關シ意見ヲ有スルトキハ之レヲ理事ニ提出スベシ

第八條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ釀出スベキモノトス

但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ゲナシ

第九條 京都府立第一高等女學校ニ於テ既往又ハ現在ニ奉職スル者ハ之レヲ本會ノ客員ニ推薦スルコトヲ得

京都府立第一高等女學校ノ職員ニアラズシテ特ニ本會々務ヲ協賛援助セラル、紳士淑女ハ之レヲ本會ノ名譽客員ニ推薦スルコトアルベシ

第十條 會員ニシテ退會セント欲スル者ハ其旨ヲ本會ニ届出ツベシ

第十一條 會員タルニ不相當ノ所爲アリト認ムル者ハ入會ノ申込ヲ拒絕シ既ニ會員ト爲リシ者ハ之レヲ除名ス

會費ヲ怠納シ數回ノ督促ヲ受ケテ尚ホ納付セザル者モ亦除名ス

入會拒絕及除名處分ハ評議員會ノ決議ヲ要シ本人ニ其通知ヲ爲スベシ

第十二條 任意退會者及被除名者ハ以後本會ト一切ノ關係ヲ離脱スルヲ以テ本會ノ資産ニ關シテモ亦權利ヲ有セ

ズ

退會者被除名者ノ入會金及前納ノ會費ハ返戻セザルモノ

トス

第十三條 本會ノ事務ヲ左ノ四部ニ分ツ

庶務部

會計部

編輯部

購買部

第十四條 庶務部ハ庶務一切ヲ處理ス

第十五條 會計部ハ會計一切ヲ處理ス

第十六條 編輯部ハ會報其他文書ノ編輯事務ヲ處理ス

第十七條 購買部ハ第一高等女學校生徒ノ需用品購買事務

ヲ處理ス

第十八條 本會ノ事務ヲ處理スル爲メ理事五名委員二十名

以下評議員五十名以下ヲ置キ其任期ヲ各滿二ヶ年トシ

滿期再選ヲ妨ゲズ

第十九條 理事ハ民法ノ規定ニ由リ本會ヲ代表シ本會一切

ノ事務ヲ總理ス

理事ハ委員評議員ノ互選ヲ以テ之レニ任ズ

第二十條 委員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉シ第十三條ニ掲グル

各部ノ事務ヲ分擔ス

事務分擔ハ理事之レヲ定ム

第二十一條 各部委員中互選ヲ以テ主務委員一名ヲ選舉シ

部務ヲ主理セシム

第二十二條 評議員ハ總會ニ於テ在京都市會員中ヨリ五十

名以下ヲ選舉ス

第二十三條 理事ニ欠員ヲ生ジタルトキハ委員評議員ノ互

選ヲ以テ補欠シ委員評議員ニ欠員ヲ生ジタルトキハ理

事ニ於テ會員中ヨリ指名囑託ス

補欠理事委員評議員ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス

第二十四條 總會ハ毎年春期之レヲ開キ前年度ノ事務及會

計ヲ報告シ客員又ハ知名大家ノ講演ヲ乞フモノトス

必要ノ場合ニハ委員評議員ノ選舉又ハ客員ノ推薦其他重

要ナル事項ニ付決議ヲ爲ス

第二十五條 總會ハ要急事項ノ發生シタルトキハ臨時開會

スルコトアルベシ

第二十六條 評議員會ハ隨時豫算其他理事ヨリ諮問ノ事項

ヲ決議ス

又時宜ニ由リ本會ノ資産及出納ノ検査ヲ行フコトヲ得

評議員五名以上ヨリ臨時評議員會ノ開會ヲ理事ニ請求ア

リタルトキハ之レヲ開ク

第二十七條 委員會ハ事務ノ執行ニ關シ隨時一部若クハ各

部聯合ノ決議ヲ爲スモノトス

第二十八條 凡テ會議ハ理事之レヲ招集シ其議長トナル

議長差支アルトキハ出席議員中ノ最年長者ヲ以テ之レニ

充ツ

第二十九條 會議招集ノ方法ハ郵便又ハ使丁ニ依リ議案ヲ

記載セル文書ヲ以テ開會ノ五日以前ニ各會員ニ通知ス

ルコトヲ要ス

事緊急ヲ要スルトキハ開會前二日ニ通知スルヲ妨ゲズ

時宜ニ依リ會報又ハ其ノ他ノ方法ニ依リテ前二項ノ招集
狀ニ代フルコトアルベシ

第三十條 議事ハ可否ノ多數ニ由リ之レヲ決シ可否同數ナ
ルトキハ議長ノ決スル所ニ據ルモノトス

第三十一條 總會ハ會員二十分ノ二以上評議員會委員會ハ
評議員若クハ委員ノ各三分一以上出席スルニアラザレ
バ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

但定款ノ増減變更ヲ決議スル場合ニハ必ず會員二十分ノ
三ノ出席ト出席會員四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要
ス

第三十二條 本會ノ資産ヲ分チテ基本金及維持金トス

第三十三條 基本金ハ左ノ金額ト將來ニ於テ基本金トシテ
收入スル金額トシ之レヲ確實ナル銀行ニ預入ス

一金壹千壹百圓也

但評議員會ノ議決ニヨリ公債證書又ハ國庫債券ヲ購入
シテ銀行ノ保管ニ付スルコトアルベシ

第三十四條 維持金ハ會員ノ釀出會費及基本金ノ利子雜收
入トシ確實ナル銀行ニ預入シテ經常及臨時費ニ充ツ

第三十五條 年度末ニ於テ參百圓以上ノ剩餘ヲ生ジタルト

キハ之レヲ基本金ニ繰入レ若シ豫算ニ不足ヲ生ズルト
キハ維持金ヨリ支出スルコトヲ得

本條ノ場合ハ何レモ評議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第三十六條 毎年二回會報ヲ發刊シ會員及客員ニ頒ツ

第三十七條 會員二十名以上居住スル土地ニ在テハ本會ノ
目的ニ遵由シ支部會ヲ設クルコトヲ得

第三十八條 支部會ハ本會トノ連絡ヲ保ツ爲メ其會況ヲ
時々本會ニ通告シ本會ノ定期總會ニハ可成代表者ヲ出
席セシムベシ

第三十九條 支部會員タラント欲スル者ハ先ヅ本會ノ會員
ト爲ルコトヲ要ス

第四十條 支部會ノ經費ハ該會ノ負擔ニ屬スルヲ以テ本會
ト支部會トハ金錢上毫毛關係ナキモノトス

第四十一條 本會ノ理事委員評議員ハ總テ無給トシ理事委
員ハ會費ヲ免除シ旅費其他實費ヲ給スルコトアルベシ
但時宜ニ依リ理事委員ニ若干ノ手當ヲ支出スルコトヲ
得

第四十二條 理事ハ委員會ノ決議ヲ得テ有給者ヲ使用スル
コトヲ得

附 則

第四十三條 本會創立者ハ本會成立ニ關スル會議ノ招集及
諸般ノ事務ヲ執行シ成立ノ上理事ニ一切ノ事務ヲ引繼
グモノトス

第四十四條 本定款ニ附屬スル諸細則ハ理事別ニ之ヲ規定
ス

第四十五條 本會設立當時ニ於ケル理事ハ左ノ五名ヲ以テ
之ニ充ツ

渡邊 すみ 菅原 三枝 大塚 美 禾
柏村 端 子 半井 君子

(明治四十二年八月三日 文部大臣認可)

(3) 社団法人京都鴨沂会定款

第三章 会員および客員

第一章 総則

第一条 この法人は、社団法人京都鴨沂会という。

第二条 この法人は、事務所を京都市上京区荒神口通寺町東入荒神町一〇五番地に置く。

第三条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部をおくことができる。

第二章 目的及び事業

第四条 この法人は、教育その他公益事業に寄与し、かつ会員の親睦を図り、知徳をみながくことを目的とする。

第五条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、講演会、講習会その他第四条に規定する目的に添う
会合ならびに展覧会等の開催。

二、会誌その他教育上有益な書籍の刊行。

三、広く教育の振興に寄与する事業。

四、その他目的を達成するために必要な事業。

第六条 この法人の会員は、京都府立京都第一高等女学校卒業生（改称前の各種卒業生を含む）、転退学者、鴨沂学園終了生・卒業生及び京都府立鴨沂高等学校卒業生（定時制を含む）で当会に入会を希望する者で会費年額

一、〇〇〇円を納めるものとする。ただし会員のうち一時金一〇、〇〇〇円以上を納付したものは終身会員としその後徴収しない。

第七条 会員になろうとするものは、入会金二〇〇円と会費を添えて、住所、氏名、卒業年月日を記入した入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第八条 会員は、この法人が刊行する会誌および随時発行する会報の配布を受けることができる。

第九条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

一、退会
二、禁治産および準禁治産の宣告

三、死亡、失踪宣告

四、除名

第十条 会員で退会しようとするものは、理由を附して退会届を提出しなければならない。

第十一条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

一、会費を滞納したとき。

二、この法人の会員としてその義務に違反したとき。

三、この法人の名譽を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあったとき。

第十二条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第十三条 この法人は、次のとおり客員をおく。

一、客員 京都府立京都第一高等女学校の既往の職員および鴨沂学園・鴨沂幼稚園および京都府立鴨沂高等学校（定時制を含む）の現旧職員で、理事会で推薦されたもの。

二、名譽客員 この法人に対し、とくに功勞のあつたもののうちから総会の議決をもって推薦されたもの。

三、顧問 この法人の重要な会務を諮問するために名譽客員より推薦されたもの。ただし顧問は五名以内とする。

第四章 役員・評議員および職員

第十四条 この法人には、次の役員をおく。

一、理事 八名以上、十名以内（うち会長一名、副会長二名および常務理事三名）

二、監事 一名以上、三名以内

第十五条 理事および監事は評議員会で選任し、総会の承

認を受ける。理事は互選で会長一名、副会長二名および常務理事三名を定める。

二 理事改選の場合には、半数改選の方法による。

第十六条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によつてその職務を代行する。

三 常務理事は、会長および副会長を補佐し、総会の決議した事項を処理する。

第十七条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。

第十八条 監事は、民法第五十九条の職務を行う。

二 監事は、理事および評議員を兼ねてはならない。

第十九条 この法人の役員の任期は、満二年とし、再任を防げない。

二 補欠または増員による役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

三 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

四 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情がある場合には、その任期中であっても、総会・評議員会および理

事会の議決により、会長がこれを解任することができる。

第二十条 役員は無給とする。ただし、時宜により、相当の手当を支給することができる。

第二十一条 この法人には、次のとおり、評議員をおく。

二 評議員は、総会において会員中より卒業各年度二名以内を選出する。

三 評議員は、評議員会を組織し、この定款に定める事項を行う。

第二十二条 評議員には第十九条を準用する。この場合には同条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第二十三条 この法人の事務を処理するため、書記等の職員をおくことができる。

二 職員は会長は任免する。

職員は有給とする。

第五章 会議

第二十四条 理事会は毎年二回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合または、理事現在数の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、会長は臨時理事会を招集しなければならない。

二 すべての会議の議長は会長とする。

第二十五条 理事会は、理事現在数の三分の二以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

二 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

第二十六条 評議員会は、総会に付議すべき事項その他定款に定める事項を審議し、かつ理事会の諮問に応ずる。

二 評議員会は必要と認める場合において、この法人の資産および出納を検査し、会務に関する報告を求めることができる。

三 評議員会は、毎年三月、会長がこれを招集する。ただし、理事会において必要と認めるとき、または評議員五名以上より会議の目的である事項を示して請求したときは、会長は評議員会を招集しなければならない。

四 評議員会は、評議員現在数の二分の一以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

五 評議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

第二十七条 通常総会は、毎年一回会計年度終了後二カ月

以内に会長が招集する。

二 臨時総会は、会長または監事が必要と認めるとき、いつでも招集することができる。

第二十八条 会長は、会員現在数の五十分の一以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第二十九条 臨時総会の議長は会議のつど会員の互選できる。

第三十条 総会および評議員会の招集は、少なくとも十日以前にその会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した会報または会誌その他適当に認める方法でこれを通知する。

第三十一条 次の事項は、評議員会の議決を経、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。

一、事業計画および収支予算についての事項
二、事業報告および収支決算についての事項
三、財産目録

四、その他理事会において必要と認めた事項

第三十二条 総会は、会員現在数の二十分の一以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

第三十三条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

第三十四条 総会の議事の要項および議決した事項は、会員に通知する。

第三十五条 総会、評議員会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表二名以上が署名押印の上、これを保存する。

第六章 資産および会計

第三十六条 この法人の資産は、次のとおりとする。

一、恩賜金
二、河原記念基金

三、基本金その他この法人に所属の動産

四、有志者の寄付金および物品

五、入会金および会費

六、事業に伴う収入

七、資産から生ずる果実

八、その他の収入

第三十七条 恩賜金および河原記念基金はこれを永久に保存し、その利子については、別に定めるところによる。

第三十八条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

二 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記

載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

三 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

四 寄付金であつて、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

第三十九条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち、現金は理事会の議決によつて、確実な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として会長が保管する。

第四十条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会・評議員会および総会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

第四十一条 この法人の事業遂行に要する費用は、入会金・会費・事業に伴う収入および資産から生ずる果実等の運用財産をもつて支弁する。

第四十二条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会および評議員会の議決を経て、文部大臣に届けなければならぬ。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第四十三条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後二

カ月以内に会長が作成し、財産目録、事業報告および会員の移動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会、評議員会および総会の承認を受けて文部大臣に報告しなければならない。

二 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会、評議員会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

第四十四条 収支予算に定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもつて償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第四十五条 この法人の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七章 定款の変更ならびに解散

第四十六条 この定款は、理事会および評議員会においては、おのおのの四分の三以上の議決を経、ならびに総会においては会員の二十分の三以上出席し、出席者の四分の三以上の議決を経、かつ文部大臣の許可を受けなければ

変更することができない。

第四十七条 この法人の解散は、理事会および評議員会においては、おのおのの四分の三以上の議決を経、ならびに総会においては会員の二十分の三以上出席し、出席者の四分の三以上の議決を経、かつ文部大臣の許可を受けなければならない。

第四十八条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および評議員会においてはおのおのの四分の三以上の議決を経、並びに総会においては会員の二十分の三以上出席し、出席者の四分の三以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けてこの法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

第四十九条 この定款施行についての細則は、理事会、評議員会の議決を経て別に定める。

付 則

一、この定款は、文部大臣の許可のあった日から施行する。

(昭和六十一年八月一日 文部大臣認可)

(4) 公益社団法人京都鴨沂会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人京都鴨沂会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育・文化・芸術の振興、社会福祉の向上に資する事業を行い、地域社会の健全な発展を図り、もって公共の利益に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等学校教育支援および奨学金
- (2) 地域福祉の推進と人材育成のための講習会
- (3) 生涯学習と福祉教育に寄与する講演会、演奏会、展覧会等
- (4) 公益事業の情報提供のための刊行

(5)文化・芸術活動支援のための施設利用

(6)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、京都市及びその周辺において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 この法人につきの会員を置く。

(1)正会員

この法人の事業に賛同して入会した個人とする。

ア 京都市立京都第一高等女学校卒業生改称前の卒業生および転(退学者を含む)、鴨沂学園修了生及び卒業生、京都市立鴨沂高等学校卒業生および転退学者(定時制を含む) および京都鴨沂会奨学生のうち、この法人の事業に賛同して入会した個人
イ 上に掲げた以外の者であつて、この法人の事業に賛同して入会した個人

(2)賛助会員

この法人の事業に賛同して入会した団体とする。

(社員)

第6条 この法人は、会員の中から選出される代議員31名をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」という)に定める社員とする。

2 社員である代議員31名を選出するため、理事会が定めた細則に基づいて、正会員による代議員選挙を行う。

3 正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。

理事及び理事会は、代議員を選出することはできない。

4 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、第2項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、4月に実施することとし、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が、社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。
6 辞任等により代議員が欠けた場合又は代議員の員数が欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期が満了する時までとする。
7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

8 第6項の補欠代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

9 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の権利）

(5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等

の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入会）

第7条 この法人の正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会は、社員総会において定める基準により、その可否を決するものとする。

（会員の経費負担）

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、この法人の正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金、年会費、賛助会費等を支払わなければならない。

（会員の任意退会）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

（会員の除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条に定める支払義務を3年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定

款で定められた事項

(社員総会の開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員(代議員)は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会は、社員(代議員)総数の2分の1以上の出席(委任状提出者を含む)がなければ開催することができない。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決)

第18条 社員総会の決議は、出席した社員(代議員)の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員（役員の設定）

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上 10名以内
 - (2) 監事 1名以上 3名以内
- 2 理事のうち3名を代表理事とし、代表理事以外の理事を業務執行理事とする。

3 代表理事のうち1名が会長に就任し、他の2名は副会

長に就任する。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、正社員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって選任する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族。その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる。相互に密接な関係にある団体の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を分担するとともに、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従って、会長の職務を代行し、その他の業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、

自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければなら
ない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定め
るところにより監事の職務権限を行使し、監査報告を作
成する。

2 監事は、社員総会および理事会に出席し、必要と認め
るときは意見を述べることができる。

3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報
告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をする
ことができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、理事、監事とも選任後2年以内に
終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員
総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の任期の
満了する時までとする。

3 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、
任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任さ
れた者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利
義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任す
ることができる。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払い
をすることができる。

(役員損害賠償責任)

第27条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この
法人に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を
負い、この責任は、総社員の同意がなければ、免除する
ことができない。

第6章 理事会

(設置)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき、及び会長以外の
理事が会議の目的を記載した書面でもって開催を要求
したときに開催する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款または法令により別に定める
もののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選任及び解職

(4) 規則の制定、変更及び廃止

(5) 社員総会の日時、場所、議事事項の決定

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち1名が、理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の議長は、会長又は会長があらかじめ指名した理事がこれに当たる。

2 理事会の決議は、決議事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(基本財産)

第33条 別表の財産は、公益目的事業を行うために不可欠

な財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、社員総会において別に別々に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の決議を経て、会員総数の過半数の同意を要する。

(運用財産)

第34条 この法人の事業遂行に要する費用は、入会金、会費、寄付金品、事業に伴う収入及び資産から生じる果実等の運用財産をもって支弁する。

2 寄付金については、寄付金提供者の指定のあるものは、その指定に従う。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 社団法人京都鴨沂会の会員である者は、定款第5条の

規定にかかわらず、公益社団法人京都鴨沂会の登記の日
に本会の会員になったものとみなす。

4 この定款の施行後の最初の代議員は、第6条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

5 この法人の最初の代表理事は、北丸幸子、荒木不二洋、速水醇一とする。

6 社団法人京都鴨沂会の諸規則等は、公益社団法人京都鴨沂会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の標記は読み替えるものとする。